

外国人学生を雇用する場合の注意事項

1. 学生サポート体制の整備

採用担当者等が学生と継続的に連絡を取り、就職まで円滑に対応できる体制を整えてください。

2. 学生の在留資格と採用後の業務内容について

東川の外国人学生を採用する場合、就職後の在留資格は「技術・人文知識・国際業務」※となります。実際の業務内容が在留資格に見合うものであるかご確認ください。

3. 在留資格変更許可申請の手続き

就職前に在留資格の変更が必要ですので、内定後、速やかに在留資格変更許可申請に必要な手続きを行い、雇用開始までに入管手続きを完了してください。

4. 労働条件の明示

採用活用時には、労働条件（給与、勤務時間、休日など）を明確に記載し、外国人学生が理解できるよう配慮してください。

5. 就業規則の周知

企業の就業規則や福利厚生について、外国人学生に十分に説明し、理解してもらうよう努めてください。

6. 定期的なフォローアップ

採用後も定期的にフォローアップを行い、外国人学生が職場に適応できているか確認し、必要な支援を提供してください。

7. 法令遵守

労働基準法や入管法など関連法令を遵守し、適切な雇用管理を行ってください。